

## J. S. ミルの土地改革論と土地課税論

その他のタイトル	An inquiry on J. S. Mill's Theory of Land Reform and Tax on Land
著者	?山 新
雑誌名	關西大學商學論集
巻	38
号	2
ページ	179-199
発行年	1993-06-25
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00019795">http://hdl.handle.net/10112/00019795</a>

# J. S. ミルの土地改革論と土地課税論

高 山 新

- 1 はじめに
- 2 「土地保有改革協会」設立の背景
- 3 ミルの土地改革論
- 4 ミルの土地課税論
- 5 結 び

## 1 はじめに

ミルの土地改革論と土地課税論を検討する場合、「土地保有改革協会(Land Tenure Reform Association)」<sup>1)</sup>について述べなければならないだろう。「土地保有改革協会」は1869年に発足した。ミルはその議長に就任し、晩年まで協会で活動したのである。

ミルが「土地保有改革協会」を設立した時代は、土地改革運動の機運がイギリスにおいて高まっていた。その土地改革運動の流れは大きく二つあった

---

1) 「Land Tenure Reform Association」の訳出には様々あり、定訳は無いようである。訳例をあげれば、「借地改革協会」(四野宮三郎『J. S. ミル体系序説』ミネルヴァ書房, 1974年), 「土地保有改革協会」(高島光郎『J. S. ミルと土地保有改革協会』金子ハルオ篇『経済学の理論・歴史・政策』有斐閣, 1978年, 所収), 「土地保有改革同盟」(椎名重明『土地公有思想の歴史的展開』椎名重明編『土地公有の史的的研究』御茶の水書房, 1978年, 所収), 「借地制度改革協会」(吉岡昭彦『近代イギリス経済史』岩波書店, 1979年), 「土地保有態様改革協会」(戒能通厚『イギリス土地所有権法研究』岩波書店, 1980年), 「土地保有制度改革協会」(川瀬光義『台湾の土地政策』青木書店, 1992年)等である。本稿では英語をそのまま訳出することにした。ただし Association については、マルクスの「The Land and Labour League」を一般に「土地・労農同盟」としているのので、「協会」と訳出することにした。

と言われている。ひとつは中間階級急進派を担い手とし「土地の自由取り引き」をスローガンとして、貴族の大土地所有を支えている種々様々な政治的・法制的特権に批判を集中するものであり、もうひとつは労働者階級の急進派を運動の担い手とし、私的所有全般を批判するものであった<sup>2)</sup>。「土地保有改革協会」は前者の流れをくむ運動であり、後者の運動の流れに属するものが K. マルクスの「土地・労農同盟 (Land and Labour League)」であった。これまでにわが国では、「土地保有改革協会」およびミルの土地改革論については、次のような議論が行われてきた。

四野宮三郎氏は「土地保有改革協会」の綱領を検討し、ミルの土地改革論を寄生的な地主的土地所有を廃棄し、土地の国有化を積極的に志向しているものと規定している<sup>3)</sup>。

これに対して椎名重明氏は、ミルの土地改革論を19世紀末に登場したブルジョア的国有化論としてとらえる。すなわち「ミルの『土地増価税論』や土地国有化論には、労働力という人間の自然力と同様、土地の自然力をも資本家のものである基本的にはブルジョア的な視点が一貫しているのであって、したがって、『土地保有改革同盟』の具体的提案にしても、社会主義思想とのかわりを問題にしうるようなものではない<sup>4)</sup>とされる。

これらはミルの主張を土地国有化論とする立場であるが、それに対して、第2に、私的所有を基礎としたものとする議論である。戒能通厚氏は、ミルの所説を「貴族的遺言主義」の改革過程におけるひとつの産業擁護論の意見として、地主的改革論とは区別される改革論に理論的根拠を与えたものとして位置付けている。氏は「土地改革保有協会」の運動を、私有財産を許容し、国家の土地収用を制限するものであると結論付ける<sup>5)</sup>。

また川瀬光義氏は、ミルの地代課税論における土地の課税標準の評価方法

---

2) 高島光郎, 前掲書, 259頁。

3) 四野宮三郎, 前掲書, 242—243頁。

4) 椎名重明, 前掲書, 42頁。

5) 戒能通厚, 前掲書, 431頁。

が「土地の評価を行う時点でのその地価の由来についてはあえて問題にせず、むしろ、その時点での将来の値上がり期待も含めた市場価値までも地主に保障している」<sup>6)</sup>点に着目し、その改革を「私的所有制を前提とし、それを基礎とした改革」<sup>7)</sup>であったと結論する。

さらにこの二つの立場とは異なる視点から、第3に、「土地保有改革協会」の主張を当時の土地改革運動の二つの流れの中において分析する高島光郎氏の議論がある。氏は「土地保有改革協会」設立のための小委員会に提案された綱領と最終的に公表された綱領を比較検討し、もとの綱領案は「全体として、私的所有に対する国家の規制よりも、むしろ自由な私的所有の一層の伸張を求める傾向、つまりブルジョア急進主義の色彩が著しく濃厚」<sup>8)</sup>であったが、「土地国有化を要求する労働者急進派と『土地の自由取り引き』の要求を一步も出ようとしないブルジョア急進派との対立が、『協会』支持層の拡大とともにかえって強まり」<sup>9)</sup>、その調整のための政治的妥協として「原則としての国有化」を取り入れたとする。すでに述べたようにミルが「土地保有改革協会」を設立した当時、土地改革が政治上の大きな論争点になっていた。その中にはマルクスが指導した「土地・労農同盟」のように土地の国有化を志向する意見もあった。その影響は「土地保有改革協会」にも現れた。ミルが議長をつとめた「土地保有改革協会」には「農業労働者同盟（The Agricultural Labourers Union）」をはじめマルクスの「土地・労農同盟」のメンバーも参加していたのである<sup>10)</sup>。

---

6) 川瀬光義，前掲書，28頁。

7) 同前，28頁。

8) 高島光郎，前掲書，262頁。

9) 同前，264頁。

10) J. S. Mill, "Land Tenure Reform (1) 15 May, 1871," *Collected Works: J. S. Mill XXIX*, University of Toronto Press, 1988, p. 419. および J. S. Mill, "Land Tenure Reform (2) 18 March, 1873," *Ibid.*, p. 426. この中でミルは「農業労働者同盟」を重要な同盟者としている。

以上のように「土地保有改革協会」とミルの土地改革論に関するこれまでの議論を検討すると、それを基本的に国有化の主張としつつその評価をめぐって異なった位置付けを行うものと、私的所有の枠内における改革論とする見解とにわかれると言えよう。

ところでミルは1871年の演説において、「土地保有改革協会」の土地改革論の大原則を「土地形態のすべての財産は国家の意志に従うもの」<sup>11)</sup>と述べた後、この原則を極端に押し進め、土地所有者に代償を支払うことによってすべての土地を国有化し、地代を国庫収入とすることを提案する「土地・労農同盟」に言及している。ミルはこの「土地・労農同盟」の提案に対して「この意見を当協会は団体の意見として採用しない」<sup>12)</sup>ことを明らかにして、「現在、私はそれが絶対的に便宜でないと思う」と述べ<sup>13)</sup>、その根拠を、(1)所有者が正当に請求する代償を国家歳入がまかなえるようになるにはかなり時間がかかること、(2)土地を国有化し国が管理するにはより高い公徳と公的知性が要求されることの二点をあげている<sup>14)</sup>。また1873年の1月4日付の新聞『イグザミネー』に掲載された「土地改革者への提言 (Advice to Land Reformers)」のなかで、国有化はいかに遠い将来において可能であっても、この考えは当時の時点ではまったく不適當であると言っている<sup>15)</sup>。

四野宮三郎氏はミルの地代不労増価税案が、地代の自然増価部分への課税とその提案を不満とする地主には国家への土地売却を認めるという二つの論理で構成される点に着目し、後者を重視され、ミルの土地改革論を積極的な

11) J. S. Mill, "Land Tenure Reform (1)," *op. cit.*, p. 418.

12) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 419.

13) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 419.

14) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 419.

15) J. S. Mill, "Advice to Land Reformers: Examiner, 4 Jan., 1873, pp. 1-2," *Collected Works: J. S. Mill XXV*, University of Toronto Press, 1986, p. 1229.

国有化論と位置付けておられる<sup>16)</sup>。しかし、ミルは1871年の演説で、当時、私的所有となっていた土地について「当協会はこれらの土地を取り戻すことを提案しないし、強制的な販売によって所有者がすでに獲得した価値の一部を取上げはしない。私達は現在の所有を妨げはしない」<sup>17)</sup>と述べ、先述の二つの論理で構成される地代不労増価税の提案を行った後、次のように述べているのである。「私としては地主は変更された条件のもとでさえ彼の土地を維持する方を好むと確信している。しかし国家が地代の自然増価部分以上の課税を賦課することによって不正を行っていると考える地主のために、我々はもとの提案を留保しておく」<sup>18)</sup>。すなわちミルは基本的には土地所有者は地代不労増価税を受け入れると考えていたのである。ただし、ミルがまったく国有化をその政策として持っていなかったのかと言えば、そうではなく、彼は「私たちは少なくともまだ個人的所有に帰していない土地はこれ以上の私有を許すべきではないという考えを持っている」<sup>19)</sup>と述べている。

このようにミルは、土地改革論を私的所有の土地とそうでないものに分けて議論している。本稿ではミルの土地改革論と土地課税論を、私的所有となっている土地の改革論に焦点を絞り、以下の順序で検討する。

まず第2節で、イギリス土地問題を概観しつつ「土地保有改革協会」が登場する背景はどのようなものであったのかを明らかにし、第3節では「土地保有改革協会」プログラムに著された土地改革論を『経済学原理』で展開さ

---

16) 四野宮三郎氏は土地国有化の三つのプロセスのひとつに土地への特別課税をあげられ、次のように述べておられる。「こうした特別税の措置は、寄生的な土地所有者をして、積極的に土地への投資を行なわしめるようになるか、あるいは土地を売却するようになるといった新しい条件を生み出すものとみざるをえないのである。したがって、このかぎりにおいて、まさにさきに指摘した土地市場で土地を国家が買い上げることを実現性が、改めて認識されてよいように思われるのである」（四野宮三郎、前掲書、256頁）。

17) J. S. Mill, "Land Tenure Reform (1)," *op. cit.*, p. 422.

18) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 423.

19) J. S. Mill, "Land Tenure Reform (2)," *op. cit.*, p. 426.

れた議論にも注意しつつ検討する。第4節では、第3節で明らかになったミルの土地改革論をもとに、ミルの土地課税論を検討する。最後に第5節で、ミルの土地改革論と土地課税論が、彼の経済学の中でどのような意味をもつのかを検討していく。

## 2 「土地保有改革協会」設立の背景

イギリスの土地改革において、一つの画期をなしたのは市民革命であった<sup>20)</sup>。

周知のようにイギリスでは15世紀後半から17世紀前半にわたって「第1次囲い込み運動」が展開された。農民の小商品生産の発展は中世的な土地保有関係であった開放耕地制度を変革し、囲い込み地を自由に耕作でき、農耕を自由に改良できる農民的囲い込みが始まった。やがて羊毛需要の増加によって、この農民的囲い込みが領主的囲い込みにとって代わられた。そして、この領主的土地所有を地主的土地所有に転化したのがピューリタン革命であった。この革命は、「イギリス農業に特徴的な資本家的大借地経営とそれに照応する土地所有という関係<sup>21)</sup>をうちたてる基盤となった。椎名重明氏はこの土地変革を、(1)国王・教会・王統派等の土地処分、(2)「騎士保有」・「囲い込み禁止法」の廃棄等の革命の土地・農業立法、(3)「営業の自由」・「コモン・ローの優位」などの確立につながる立法措置、の3点に分類しておられ

---

20) この節を書くに当たって、以下の文献を参考にした。大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄編『西洋経済史講座 V』岩波書店、1960年、椎名重明『近代的土地所有——その歴史と理論——』東京大学出版会、1973年、椎名重明編著『土地公有の史的研究』御茶の水書房、1978年、堀江英一『経済史入門（第3版）』有斐閣、1979年、吉岡昭彦『近代イギリス経済史』岩波書店、1979年、戒能通厚『イギリス土地所有権法研究』岩波書店、1980年。

土地改革の画期をこのように分けることの意義については、戒能通厚、前掲書、「序論」、31—43頁を参照。

21) 椎名重明、前掲書、19頁。

る<sup>22)</sup>。しかし、このような土地改革が行われたにもかかわらず、相続を長子の一括とする長子相続制と相続者の財産利用を制限する継承的不動産権設定<sup>23)</sup>が残され、後のイギリスの土地所有制を特徴付けることとなった。

1760年代から1840年代にかけて「第2次囲い込み運動」がおこり、農業革命が始まる。農業におけるノーフォーク型輪作農法<sup>24)</sup>の導入が農業経営の大規模化を求め、また新たな囲い込みを要請し、一般に議会囲い込みと言われる「第2次囲い込み運動」がはじまる。この議会囲い込みと農業革命が開放耕地制をイギリスから取り去り、そこで全面的に展開された資本制農業は、リースによる大借地経営と大土地所有との結合関係をうみ出した<sup>25)</sup>。リースによる大借地農経営と大土地所有との結合は、直接生産者を土地から排除し、市民革命において払拭されなかった長子相続並びに継承的不動産権設定を通じて大土地所有の集積が生み出される。そしてイギリス農業は、ハイ・ファーミング（高度集約的農業）<sup>26)</sup>による黄金時代を迎えるのである。

市民革命を通じて行われる土地改革は土地を封建的な領主所有から解放し、「土地の商品化」を達成する。それは、土地所有制度においては「遺言の自由」として表現される。にもかかわらずイギリスでは、貴族の大土地所

---

22) 同前、23—24頁。

23) 長子相続制とは、すべての財産を長兄が継承する制度である。継承的不動産権設定とは、長兄が財産を引き継ぐときに、その財産に対して及ぼすことのできる権限のことである。このなかで農業問題において最も問題とされたのは生涯権である。「生涯権」とは、相続者が引き継ぐものはその財産すべてに対する権利ではなく、財産が持つ価値のうち、相続者が生存中に受け取るであろう価値のみを受け継ぐことである。よって、相続者はその引き継いだ財産の価値を減少させるような使用はできない。くわしくは、戒能通厚、前掲書を参照されたい。

24) 「ノーフォーク型輪作農法またはその変形は農業機械ではなく馬耕によって行われたのであって、こうした農業経営は工業と比較していえばマニユファクチャアの農業経営というべきものであったが、それは大規模経営だけが実行できる農法であった」（堀江英一、前掲書、121—122頁）。

25) 椎名重明、前掲書、47頁。

26) ハイ・ファーミングの実体に関しては、椎名重明、同前、第3章にくわしい。

有を維持する先述の長子相続制と継承的不動産権設定が引き継がれた<sup>27)</sup>。農業革命の時代においては、この地主階級による土地の集中過程は産業資本家にとっても必要なものであった。なぜならば、この土地の集中過程とそれを通じての直接生産者の土地からの排除は、資本＝賃労働関係を創出する基盤となったからである。またそれは、イギリスの農業革命を推進する上での基礎でもあった。ここに、大土地所有者と産業資本家の同盟関係が成立する基盤があった<sup>28)</sup>。しかし、やがてそこに新たな問題が生まれる。

イギリスの農業黄金時代を築いたハイ・ファーミングは、地主の土地改良投資の促進によって維持された。しかし、継承的不動産権設定を法的に規定した「継承的不動産法」は、当時の土地所有者は生涯権、すなわち土地財産の相続人は「資産に手をふれることなく相続者ないし『残余権者』**remainder-man** に引き渡す財産管理人」<sup>29)</sup>にすぎず、さらに地代収入によって一家を扶養しなければならなかった。そのために土地売却や土地抵当が行なえず、土地改良の資金調達が困難であった。すなわち、土地の集中にとって重要な役割を演じた長子相続制と継承的不動産権設定が、農業への改良投資に対する障害となったのである。それは1846年の穀物法撤廃以後、国庫補助金等によって改良のための資本を貸し付ける様々な「土地改良法」<sup>30)</sup>を

27) イギリスは市民革命を通して「遺言の自由」が認められるが、実際には「遺言主義による相続」と「無遺言主義による長子相続」が併存することになる。「長子相続」は土地の集中化を進め、他方「遺言の自由」は私的所有の正当性の根拠となる。戒能通厚、前掲書、第3章を参照。

28) 戒能通厚、同前、284頁。

29) 椎名重明、前掲書、105頁。

30) 「土地改良法」とは、継承的不動産権設定のために土地に資本投下できなかった土地所有者に改良のための資本を貸し与える制度である。その貸し出し金は私的資金、土地改良会社、国庫補助金の三つがあった。これによって、継承的不動産権設定による土地改良の制限はある程度緩和されたといわれている。しかしこれは長子相続制と継承的不動産権設定に外部から関与することになり、「保守的地主」は自らの社会的・政治的地位の維持のために反対したといわれる（椎名重明、同前、第3章）。

生み出していった。土地所有者は「土地改良法」に基づいて資本を借り受け土地改良を施行するのであるが、その資本の元本と利子は借地料化され諸法律により優先的に地主に返還された<sup>31)</sup>。しかし、借地農が行った改良投資の一部は借地期限がきれた後も土地に残るが、それは補償されなかった。現実の農業改良は土地所有者の改良投資のみでは十分に効果を発揮せず、借地農の追加的改良を伴うことが通常であり、ここに、借地期限がきれた後の土地に残された価値を補償するという「テナント・ライト補償」<sup>32)</sup>の問題が現れた。

イギリスの土地制度と農業はこのような矛盾を抱えながらも、1860年代に農業の黄金時代を迎えるのであるが、1870年代以降、農業人口並びに農業所得は急速に減少を見せる。1873年の農業の「大不況」をエポックとして、産業資本家と土地所有者の同盟関係は終焉を迎え、「貴族的遺言相続主義」の廃棄が求められた。こうして19世紀末から、土地制度を改革する様々な立法措置が講じられるのである<sup>33)</sup>。

「土地保有改革協会」が設立された1869年は、イギリスの農業とそれを支えた土地制度がその矛盾を深め、その解決をめぐる様々な土地改革論が現れてくる時代であった。

### 3 ミルの土地改革論

#### (1) 「土地保有改革協会」のプログラムの構成

1871年3月に公にされた「土地保有改革協会」のプログラムは、以下の10

---

31) 椎名重明, 同前, 125頁。

32) 「テナント・ライト補償」問題とは、小作人が離作するときに、小作人が借地期間中に行った改良のうちそのまま土壌に残った部分を補償するべきか否かをめぐる問題のことである（戒能通厚, 前掲書, 423頁）。

33) 具体的には「借地法」改正, 「継承的不動産権設定地法」の修正などが行われる（椎名重明, 前掲書, 281頁）。

項目より成っている<sup>34)</sup>。

- 1) 土地の移動に関する法的・財政的障害を取り除く。
- 2) 長子相続法の廃止。
- 3) 継承的不動産権設定 (Tying up Land) の廃止<sup>35)</sup>。
- 4) 国家の利益のための地代不労増価部分への課税。  
立法府によってこの原理が採用された段階の土地の市場価値で、国家がその財産を譲り受けるという意見を留保する。
- 5) 国家による土地の購買、共同組織の運営による共同農場の奨励。
- 6) 土地開墾期間と、永続的利子を小作農に保障するという条件で小作農を奨励する。
- 7) 国王・共同体・慈善等寄付による土地は共同の目的、すなわち労働者階級の改良と同様に適当な環境の改善のために利用する (そのような土地は個人的財産としない)。
- 8) 現在の最劣等地、すなわちパーラメント法によってそれらの囲い込みを権限付けるようなものは国民的使用のために維持する。
- 9) 現在開墾されている劣等地の多くは上述の条項における目的と原理に適合させ、中でも最劣等の部分は、特に人口稠密地に近いところは共同体の一般的な楽しみのために自然的美観のまま維持する。また、その本来的使用に関する決定は将来の世代に委ねる。
- 10) 国民的対象物のすべては、国家が所有する権限を有する。すなわち土地に付随する人工的建築物、それらは歴史的・科学的・芸術的なものであり、必要と思われるそれらを取り囲む土地も含める。またその所有者には、その土地が生み出す価値を保障する。

ミルは、このプログラムと同時にそれについての「注釈」も発表してい

---

34) J. S. Mill, "Land Tenure Reform," *Collected Works: J. S. Mill V*, University of Toronto Press, 1967, pp. 689-695.

35) Tying up Land の訳に関しては、高島光郎、前掲書、266頁。

る。その概要を述べれば、ミルはプログラムが対象とする土地を世襲的私有財産とそうでないものの二種類に分けて論じている。プログラムの1・2・3・4条項が世襲的私有財産の土地に関するものであり、第5条項以下が国有地あるいは地主的土地所有となっていない土地に関するものであって、5・6条項は国有地での実験的農業の方策であり、7・8・9・10条項は地主的土地所有以外の土地に関する提案である。すなわちプログラムは、(1)私有財産になっている土地の封建的残存物を除去することを目的とするもの（第1・2・3条項）、(2)地主的所有の土地への課税（第4条項）、(3)実験的農業の試み（第5・6条項）、(4)地主的私有財産ではない土地の政策（第7・8・9・10条項）から構成されていると言える。以下、その内容を「注釈」の叙述の順序にしたがって見てみよう。

まずミルは、当時の土地に関する諸法律は「地主が国の主人であった時代に起源を持ち、国が少なくとも原理としては住民全体に属する現代においては改良の要求があってもおかしくない」<sup>36)</sup>と述べ、第1条項から第4条項までに示された改革を要求する。

第1・2・3条項について、次のように述べる。現行土地制度は「家族の土地を分割せずに長兄に伝え、そして所有者の現存中は土地の販売によってこの目的を失効させる自由を持たないことを考案するためのものである。これらの手段によって、土地は怠け者の手を離れて勤勉者の手に渡ることが妨げられてきた。そしてその所有権は少数者の、また数において減少する家族の特権として扱われてきた」<sup>37)</sup>。これらは「封建的残存物」であり、第1・2・3条項はこれらの除去を目的とする。これらの提案に関しては、土地改革者の意見の一致をえられるとミルは推測している<sup>38)</sup>。

第4条項は、地代への特別な課税の提案である。その課税を行う理由をミルは、簡潔に次のように述べている。「土地財産は特別な優位性を他の財産

---

36) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 689.

37) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 690.

38) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 690.

に対して享受している。その特別な優位性によってそれは支払われるべきである<sup>39)</sup>。このように地代への特別な課税は「私的家族の世襲財産となることが許された土地」<sup>40)</sup>に対して提起するものであるとしたあとで、次に私有財産になっていない土地の問題に移り、5・6条項に先行して7・8・9条項の説明にはいる。

第7・8・9条項は、地主的所有になっていない土地への提案である。それらは共同地と公共体・慈善団体等の所有する土地である。まず共同地とは、ミルの説明によれば、荘園領主に属するが開墾されず、あるいは開墾するならば「囲い込み委員会 (Inclosure Commissioners)」に届け、パーラメント法を得なければならない、いぜん地主的な所有になっていないものである<sup>41)</sup>。このような土地は国家がその権利を有し、「人々の楽しみのために開放されるか、彼らの使用のために開墾される」<sup>42)</sup>とする。次に「共同地以上に価値のある資源は公共体によって所有されているか団体に寄付された土地によって構成されている」<sup>43)</sup>と述べ、これらの土地は私的財産とは異なり「ある一定期間存続した後、寄付は国家の自由にできるものとなり、その時からそれらは国家の目的に使用することができる」<sup>44)</sup>とし、「十分に考慮された社会的あるいは慈善的実験」(well-considered social or philanthropic experiments)<sup>45)</sup>に利用することを提案している。第5・6条項は、共同農場あるいは小農場システム等の実験的な試みを行う場合、それらを国のあらゆる部分で公平に行うためには国有地で行うのが適当であると考え、そのた

39) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 690.

40) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 692.

41) J. S. Mill, *Ibid.*, pp.692-693.

42) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 693.

43) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 694.

44) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 694.

45) ミルはロンドンでの具体例として、衛生施設・改良された住居・公園・共同耕作地・共同農業を挙げている (J. S. Mill, *Ibid.*, p. 694.)。また1871年の演説では、ロンドンの5分の1がこのような土地であると見積もり、特に労働者階級の住居を取り上げている (J. S. Mill, "Land Tenure Reform (1)," *op. cit.*, p. 422.)。

めの土地を国家は市場にある個人所有の土地から購入することを提案している<sup>46)</sup>。

第10条項は、人々の教育と楽しみの保障等の公共的視点から提起されている<sup>47)</sup>。

以上が、プログラムの構成である。本稿では、私的所有となっている土地に関するミルの土地改革論に問題を限定し、地主的所有となっている土地を扱う第1・2・3条項と第4条項に関して検討を進めていく。

## （2）プログラム第1・2・3条項の検討

「土地保有改革協会」プログラムへの注釈の中で、第1条項のための個別の説明はなく、「封建的残存物」の除去を目的とするものの一つにあげられているだけである。また「土地保有改革協会」の設立後、ミルが1871年と1873年に行った演説の中でもこの条項に対する特別の説明はない。そこで少し時をさかのぼって、『経済学原理』で展開されている議論を検討しよう<sup>48)</sup>。

ミルは不動産制度に関して、次のような問題点を指摘する。まず第1に、法的な問題については、(1)法の不明確性によって土地所有に対する絶対的確信がないこと、(2)契約登記上の問題により取引の確実な証拠がないこと、(3)不動産売買の際における費用がかかること、(4)訴訟手続き上の費用がかかることとその遅滞であった<sup>49)</sup>。そして、これらを改善しなければならない理由

---

46) J. S. Mill, "Land Tenure Reform," *op. cit.*, p. 695.

47) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 695.

48) ミルは『自伝』において、生涯を1840年を境にして、前期を「民主主義者」の時代、後期を「社会主義者」の時代に区分し、回想している。ミルは「社会主義者」としての考えが『経済学原理』へ反映していく過程を次のように述べている。「初版ではそれほど明瞭に十分にはいえませんが、2版ではやや詳しくなり、3版ではまず曖昧なところがないまでになっている」(J. S. ミル, 朱牟田夏雄訳『ミル自伝』岩波文庫, 1960年, 204頁)『経済学原理』は1871年の第7版まででているが、第3版は1852年に出版されている。

49) J. S. ミル, 末永茂喜訳『経済学原理』第5分冊, 岩波文庫, 1961年, 184頁。

を次のように述べる。「法律的諸制度の欠陥が単に土地所有者に対する負担であるにとどまるかぎり、それは、生産の諸源泉に対して大きな影響を与えることはない。けれども、土地がそれの下において保有されているところの権限が不確実であるということは、しばしば、土地の改良への資本の支出に対する強力な阻害要因として作用するのである。また土地の譲渡をなす際の費用は、土地をもっとも有益に使用する人たちの手に土地が帰するのを防止する作用をなし、小地所の購入の場合にはしばしば土地の価格以上になり、したがって例外的事情の下における場合を除いて、小さい地所に分割された土地の売買に対する禁止に等しいものとなる」<sup>50)</sup>。

第2に、財政上の問題としては「土地なり、その他の生産用具なりの販売に対して障害となる租税は、すべて、非難されるべき租税である。このような販売は、当然に、その財産をいっそう生産的ならしめる傾向をもっている。販売者は、必要に迫られて販売するか、あるいは選択によって販売するかを問わず、おそらくは、資力をもたないか、あるいは能力をもたないために、その財産を生産的目的のために最も有利に使用することができない人であり、他方、購買者は、少なくとも資力を欠いておらず、多くの場合はその財産を活用する意向もあり、またその能力もある人である。したがって、このような契約に加えられるところの租税や、困難および出費は、すべて、決定的に有害なものである」<sup>51)</sup>。

ここで述べられている内容は2点である。まず第1に、土地改良を施す資本支出の障害を取り除くことである。第2に、土地を商品化し、資力あるいは能力をもたないものから土地を生産的に使用できるものへ土地の移転を促進することである。

さて、ミルは1871年の演説で「土地保有に関する法律は、可能な限り大きな土地財産を、その土地をすでに保有している家族の中でまとめておくこと

---

50) J. S. ミル、同前、185—186頁。

51) J. S. ミル、同前、133頁。

を目的として考案されている]<sup>52)</sup>と一般的規定を与え、続けて継承的不動産権設定と長子相続制について述べている。

まず継承的不動産権設定について。ミルは継承的不動産権設定の構成要素の中で、生涯権に重要な問題を見だし、次の2点を指摘している。第1に、それは自由な土地の販売をさまたげている。第2に、生涯権は土地所有者自らの土地有効利用の障害になっている。なぜならば、生涯権によって、地主は改良資金を調達するために土地を抵当化することをさまたげられ、また借地農契約を結ぶ場合、借地農の積極的な土地改良を促すような長期契約を、制度上結べなかつたのである<sup>53)</sup>。

次に、長子相続制について次のように述べている。「土地は共同体全体にとって非常に貴重なものであり、それを最も有効に使用することができない人々の手に法的拘束をもってとどめることはできない。譲渡を妨げられた土地は浪費家や無能者、怠け者の手の中で滞留している。それを売ることを承認しよう。そして彼らは、すぐにそれを有能で活気ある企業家に渡すべきである。もし法律が土地の私有財産化を認めるならば、それは市場の商品のようにあるべきである。ほとんど制限なしで他の商品と同様に売買されるべきである」<sup>54)</sup>。このように継承的不動産権設定と長子相続制の廃止は、「浪費家・無能者・怠け者」=不労階級の所有する土地の譲渡と流動化を図り、かつ土地の有効活用を促進する。

ミルは、土地に流動性を持たせることの意味を次のように述べている。

---

52) J. S. Mill, "Land Tenure Reform (1)," *op. cit.*, p. 417.

53) 「土地が継承されるとき、ほとんどの土地がそうだが、土地所有者は彼の財産と言われるものの生涯権のみを持つ。彼は決してそれを売ることにはできないし、それを遺言で譲ることも、また私が思うには21年を超えてリースを行うことさえ許されない。地主自身の土地の十分な活用を否定されている。それはその一部が家族から他人の手に渡ることを恐れるからである。土地財産のこのような扱いは、もし所有者の権力と威厳のためであって一般的なもののためでないならば、今後廃止すべきである」(J. S. Mill, *Ibid.*, p. 417.) なお、註23)を参照。

54) J. S. Mill, "Land Tenure Reform (1)," *op. cit.*, p. 418.

「何であれ土地財産の移動が引き起こすものは農業改良の方向になるだろう。現在の土地所有の思考は、地主が土地に何かを施すことを要求も期待もしていないことは事実である。しかし、ある地主たちは他のもの以上にそのようにする。その購買者は、ほとんどいつも彼らが購買する人々よりもより改良的地主である。売るのは資本のないものであり、浪費家である。概してその傾向は、むしろ耕作し改良し国家の生産物を増加させるものである」<sup>55)</sup>。

以上のことから、第1条項から第3条項で述べられた、土地制度の封建的残存物を除去する目的は、第1に、土地に他の商品と同様の流動性を持たせることであった。この土地の流動性の確保は不労階級としての地主に土地を放棄させ、土地を生産的に使用できるものへの土地の転売を進め、土地の有効的活用を促進させることであった。第2に、土地所有者が土地を生産的に使用する上での障害を取り除くことであった。しかし、土地制度に関する封建的残存物が除去され、土地の流動性が高まれば、資力のある地主に土地が集中することが見通される<sup>56)</sup>。それはどのようにして、土地改良のための投資へとつながっていくのであろうか。ここにミルの土地課税論の位置がある。次に第4条項の検討に移ろう。

#### 4 ミルの土地課税論

地代不労増価税は、以下のように実施される。まず最初に、国内にあるすべての土地の評価を行う。この時点では課税は行われず、一定期間が過ぎた後、生産物の平均価格を基準として、地代の自然発生的増価を評価し、課税

---

55) J. S. Mill, "Advice to Land Reformers," *op. cit.*, pp. 1230—1231.

56) ミルは次のように述べている。「これらの手段(封建的残存物の除去—筆者)が土地を市場の中に引き入れるように運営される段階まで現在予測することは難しい。しかし、売られるであろうそのようなものが小さな所有者の手の中に入り込むということはありそうもない」(J. S. Mill, *Ibid.*, p. 1230.) 現実には「土地市場においては金持ちが貧者よりもいつも高い値をつけるであろう」(J. S. Mill, *Ibid.*, p. 1230.)。

する。しかし計算の誤りの恐れがあるので、実際には低く課税することを提案している。ただし地代の上昇した部分が地主の行った改良によるものであることが証明できれば、その部分は免除される<sup>57)</sup>。

この実施方法をみれば、不労増価税は二つの内容で構成されている。ひとつは地代の自然増価部分の課税であり、ふたつには地主の改良による地代増価部分の免除である。

そこで、まず第1に、地代の自然増価部分の課税について検討しよう。ミルは次のように述べる。「地主がその改良をしようとしなかりと、一般に国民の労働が日々そして年々土地に価値を付け加えている。都市の成長 (the growth of towns), 製造業の拡張, 人口の増加が雇用を促進させ、人々の住居と食料と生活物資の供給のために継続的に土地の需要増加を産み出している。また石炭, 鉄そしてその他の鉱山産業の生産物の続続的な需要増加をもたらしている。この需要増加に対して土地所有者は、それに対していかなる貢献もせず大きな利益をえている<sup>58)</sup>。土地所有者は土地を所有しているというだけで、社会の発展に伴う不労所得を得ている。それは本来の所有者、すなわち「それを当然与えられるべき、何世代にも渡って労働と犠牲を払った人々<sup>59)</sup>に還元されるべきものであり、その手段が地代への特別な課税であった。土地は希少資源であり、本来その使用は国家の意志に従うべきものであると考えるミルは、地代の自然増価部分は国家が留保する権利を有するという。国家は土地の私的所有を承認する代わりに地租を賦課す

---

57) J. S. ミル, 前掲書, 56—57頁。

58) J. S. Mill, "The Right of Property in Land: Examiner, 19 July, 1873," *Collected Works: J. S. Mill XXV*, University of Toronto Press, 1986, p. 1238.

イギリスにおいては都市 (city) の資格があっても、俗に town と言われるので都市と訳した (小稲義男編『新英和大辞典第5版』研究社, 1980年, 2236頁)。またミルはロンドンを great town と呼んでいる (J. S. Mill, "Land Tenure Reform," *op. cit.*, p. 694.)。

59) J. S. Mill, "The Right of Property in Land," *op. cit.*, p. 427.

る権利を持つのだが<sup>60)</sup>、封建時代には地主階級は社会的な諸負担の代償としてこの地租を軽減されてきた。しかし、地主階級が封建的諸負担を負わない現在では、社会的公平の視点から特別な課税が行われるのである<sup>61)</sup>。

第 3 節で明らかにしたように、ミルの土地改革論は土地の流動化を図ることであり、その目的は土地に改良を施し生産的に使用するものへの土地の譲渡であった。この土地改革論が実施されれば、「封建的残存物」を伴った地主とは異なる土地所有者が現れる。地代の自然増価部分の租税は、私的所有されているすべての土地に課される。ミルは「地主による改良が行われなくとも、また小作人によって単独に改良が行われるところも、地代増価が非難されるべき程度るとき、その増価部分を地主から取り上げる税は国家の正しい権利の範囲である」<sup>62)</sup>と述べる。すなわち土地とは「価値において他のものが変化しないか下落する間に価値が上昇する種類の財産」<sup>63)</sup>であり、本来社会に還元されるべきものとして、社会的公平の視点から特別な課税が求められるのである。

第 2 に、ミルは地主による生産改良の増価部分への免税について次のように述べる。「地主が彼の土地の生産力を増大させるところの諸改良を行うと、彼は借地農業家からの余分の支払いによって、その報償を受ける。そしてこの支払いは地主にとっては本来は資本に対する利潤なのであるが、しかし地代と混合され混同される。それは借地農業家にとってはまたその大きさを規定する経済法則からいえば、実際には地代なのである。もしも地代に対する租税が地代のこの部分にまで拡張賦課されると、それは地主の土地改良を行なおうとする意欲をくじくことになろう」<sup>64)</sup>。

地代不労増価税案は地代を自然増価部分と改良による増価部分を区別した

---

60) J. S. Mill, "Land Tenure Reform," *op. cit.*, p. 691.

61) J. S. ミル, 前掲書, 60頁。

62) J. S. Mill, "Land Tenure Reform (2)," *op. cit.*, p. 429.

63) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 429.

64) J. S. ミル, 前掲書, 68頁。

が、前者は不労所得として社会的公平性の視点から国家に徴収され、後者は土地所有者の改良意欲を喪失させないための配慮であった。この課税案が実施されれば、単に土地を持つだけではその地代は国家によって徴収されるのであり、生産改良による増価部分は保障される。土地所有の意義は改良投資を行い生産性を高めることによって成立することになる。

## 5 結 び

ミルの土地改革論の目的は、貴族的土地所有を廃棄し、土地に流動性を持たせ土地の改良を促進することであった。そして地代不労増価税によって地代の不労増価部分を社会に還元し、土地所有者に積極的に土地改良を行わせようとしたと考えられる。

この土地改革論と地代不労増価税論の、ミルの経済学における位置付けを検討しよう。まず第1に、ミルが「土地保有改革協会」の活動を開始した時期は、第2節で述べたように19世紀中葉から始まった「イギリス農業黄金時代」にかけりが見えはじめ、1873年からの農業恐慌へと向かう時期であった。収穫漸減の法則を「人間と自然との間の関係を歴史と社会のあらゆる変化を通じて規定する基本法則」<sup>65)</sup>ととらえたミルにとって、このことは重要な問題であったと思われる。ミルはそれまでの経済学者の誰よりも収穫漸減の法則を重視したのであるが、この法則に反対する要因を文明の進歩に求め、その内容を四点にまとめている。それは、(1)農業上の知識、技術および発明の進歩、(2)工業における生産技術の改良、(3)政治上の改良、(4)道徳的社会進歩である<sup>66)</sup>。農業技術を改良し生産力を高めることは、収穫漸減の法則を重視した彼の経済認識において重要なものであり、土地改革論と土地課税論はこの認識のうらづけのもとに、採用すべき政策原理を提起していると考

---

65) 杉原四郎『西欧経済思想史研究』同文館、1990年、93頁。

66) J. S. ミル、末永茂喜訳『経済学原理』第2分冊、岩波文庫、1961年、335—347頁。

えられる。

第 2 に、彼の土地改革論と土地課税論には社会的公平と不労所得・不労階級の除去の論理を含んでいる。このことはミルの所有論に基づく。ミルは「労働に基づく所有」を私的所有の根拠にしている。しかし、土地はミルが「全人類への贈物」と呼ぶように個人が作り出したものではない。土地の私的所有を正当化する根拠をミルは生産的に使用することによって社会的利益になる点に求めた<sup>67)</sup>。すなわち、この所有論に地主階級を適合させようとしたのであった。ミルが活動した時代は産業資本主義の熟爛期を迎え、貧富の格差という、自由放任では取り除くことができない問題が発生しだした時代である。それは言い替えば、社会成員の一方への富の集中であり、他方への貧困の蓄積である。ミルは『自伝』の中で「あるものは生まれながらに富み、圧倒的大多数は生まれながらに貧しいという事実に内在する不法さ——それに対する完全な対策があると考えるにせよないと考えるにせよ、これが不法であることはまちがいない」<sup>68)</sup>と述べている。ミルの認識によれば、そのような不均衡のひとつが地主階級という不労階級への富の集中であったと思われる。彼は地主・資本家・労働者という三階級の中で、地主の所得だけが本人の労働にかかわらず増加する傾向にあるものと考えていた<sup>69)</sup>。ミルの

67) J. S. Mill, "The Right of Property in Land," *op. cit.*, pp. 1235-1237.

68) J. S. ミル『ミル自伝』、前掲、201頁。

69) ミルは三階級の所得の性質を次のように述べている。「共同体のなかで同様の有利性を持っているものはない。労働者階級の中で、地主の持つ一連の増加物のように安定的に上昇する賃金を見いだしているものはない」(J. S. Mill, "Land Tenure Reform (2)," *op. cit.*, p. 429)。「所得を産み出す二つの財産のもう一方、明らかにそれは資本であるが、それは増価する代わりに、社会の前進に伴って実際の価値においては減少する。国が貧しければ貧しいほど、歴史を遡れば遡るほどより高い貨幣利子を見いだす」(J. S. Mill, "Land Tenure Reform (1)," *op. cit.*, pp. 422-423)。また『経済学原理』において次のように述べている。「他の諸階級の浪費者は、没落して社会から姿を消すけれども、地主である浪費者は、彼が単に債権者達のためのその地代を受け取る人間にすぎなくなったときでさえも、通例彼の土地をそのまま手放さずにいる」(J. S. ミル『経済学原理』第5分冊、前掲、192頁)。

地代不労増価税の提案は、社会においてただ一つだけ特別な有利性を持つ地代を、本来の所有者、すなわち勤勉で節約的な人々に租税制度を通じて還元することによって社会的公平を達成しようとし、かつこの不労階級を労働する階級に変革することを志向していると言える。

本稿では、第5条項以下で展開されたミルの土地国有化論の側面に関して述べるができなかった。第5・6条項は共同農場の実施に関するものであり、ミルは「公共的社会的な目的のために、働きかつ協力することを実行によって学ばねばならぬ」<sup>70)</sup>とし、「協同」の試みを「社会主義的実験」として高く評価するのである<sup>71)</sup>。また第9条項および第10条項で示されている内容は、1865年ロンドンで設立された「公共地保存協会（Commons Preservation Society）」の趣旨と一致しており、この「公共地保存協会」は後に「ナショナル・トラスト（National Trust for Place of Historic Interest or National Beauty）」へとつながっていったと言われている<sup>72)</sup>。今日から見ても、興味深いこれらの提案についてはまた稿を改めて検討したい。

---

70) J. S. ミル『ミル自伝』、前掲、203頁。ミルはこれを「国のために耕したり織ったりできる」（J. S. ミル、同前、203頁）こととしている。

71) ミルは『自伝』で、これまでの社会変革に関する自らの変化を回想し、最終的な到達を次のように述べている。「すべての現行制度や社会機構を、（かつてオースティンから聞いたことのある言葉を借りれば）『単に暫定的な』ものと見、（例えば協同消費組合のような）選ばれた人々によるすべての社会主義的実験を、最大の喜びと興味をもって歓迎した。そのような実験は、それらが成功するにせよ失敗するにせよ、それに参加した人々に、直接社会全体の利益を志向する動機に基づいて行動する能力を養わせ、また自分らにしても他の人々にしてもどのような欠陥があればそういう行動ができなくなるかを悟らせるという点で、その人達の最も有益な教育にならずにはいかなかったからである」（J. S. ミル、同前、203頁）。

72) 四野宮三郎『近代土地改革思想の源流』御茶の水書房、1982年、189頁。ミルの「土地保有改革協会」はのちに「自由土地保有同盟（Free Land League）」と「土地法改革協会（Land Law Reform Association）」へとつながっていった（戒能通厚「土地所有関係法の現代的展開」椎名重明編『土地公有の史的研究』御茶の水書房、1979年、所収、278頁）。